

東日本大震災に伴う後期高齢者医療保険料の減免申請について

このたびの大震災により被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
現在、神奈川県の後期高齢者医療制度にご加入の方で下記に該当する方は、後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。
減免にあたりましては、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にて「後期高齢者医療保険料減免申請書」の提出をお願いします。

1 保険料の減免を受けられる方

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた方（東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する被保険者（東日本大震災発生以後の資格取得者を含む。）

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 被保険者の行方が不明である方又は重篤な傷病を負った方
- ⑦ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑧ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ⑨ その他上記の①から⑧までに準ずる者として広域連合長が認めた方

2 申請に必要なもの

- ① 上記1に該当することを証明する書類
（り災証明書・被災証明書【コピー可】、離職票、事業の廃止届出書等）
- ② 被保険者以外の方が申請する場合（委任状）
- ③ 認印
- ④ 後期高齢者医療被保険者証などの本人確認書類

* ただし、以下の市町村から転入された後期高齢者医療制度にご加入の方は、下欄の日までは、り災証明書等の提出を省略することができます。

県名	市町村名	時期
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年7月31日
宮城県	女川町	平成23年9月30日
	南三陸町	平成23年8月31日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年7月31日
	広野町、樽葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	引き続き省略できます。